

1. 件名：新規制基準適合性審査（所内常設直流電源設備（3系統目））への対応について
（島根原子力発電所2号炉設置変更許可）【2】

2. 日時：令和5年1月12日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁内会議室 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩澤安全規制調整官、岡本上席安全審査官、及川管理官補佐、建部主任安全審査官、中原安全審査官

中国電力株式会社：

電源事業本部 原子力安全技術 山本部長 他12名

東北電力株式会社：

担当者1名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「第三バッテリー」という。）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号及び第4号への適合について、令和4年12月23日の提出資料に基づき説明があった。

また、島根原子力発電所の設置変更許可申請書のうち、添付書類三及び添付書類十一について、令和4年11月29日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

＜第三バッテリー＞

- 常設代替直流電源設備（SA用115V系蓄電池）が機能喪失した場合には第三バッテリーがその機能を代替するとの設計方針としているが、常設代替直流電源設備（SA用115V系蓄電池）の給電先の妥当性も含め、基準適合性に係る考え方を説明すること。
- 第三バッテリーの追加による既許可への影響について、申請書本文及び添付書類ごとに説明するとともに、有効性評価への影響の有無についても説明すること。
- 当初申請から所内常設直流電源設備（3系統目）の容量等を変更するとしているが、申請書本文五号及び十号の変更内容について説明すること。

＜添付書類三＞

- 変更の工事に要する資金について、設置変更許可申請時（2016年7月4日）から増額となった理由について、説明すること。

<添付書類十一>

- 添付書類十一について、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の要求事項に対して遺漏なく実績が記載されていることを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上